

## (6) 農村地域の防災・減災対策

### 農村地域防災減災事業の事業構成及び内容（※は掲載省略）

#### I 調査計画事業（掲載）

【内容】農村地域防災減災総合計画（マスタープラン）の作成、安全度評価、ハザードマップの作成、実施計画策定、施設長寿命化計画策定、地域排水機能強化計画策定等

#### II 整備事業

##### 1. 用排水施設等整備

###### ① 防災ダム整備事業（掲載）

【内容】洪水調整用ダムの新設、改修、関連施設の整備

###### ② ため池整備事業

###### i 防災ため池工事（掲載）

【内容】洪水調整機能を持たせるため池整備

###### ii 地震対策ため池防災工事（掲載）

【内容】耐震性向上のためのため池整備

###### iii ため池群整備工事（掲載）

【内容】複数のため池を対象に行うため池の改修、廃止、しゅんせつ等

###### iv ため池整備工事（掲載）

【内容】ため池の新設、変更、廃止、しゅんせつ等

###### v 農作物生育阻害等防止工事 ※

【内容】水質汚濁により農作物の生育阻害等が発生している農業用排水施設の整備であってため池整備と併せて行うもの

###### vi ため池特別対策整備工事 ※

【内容】災害発生防止のための既存ため池廃止と併せ行う、代替ため池の新設等

###### vii ため池水質改善工事 ※

【内容】水質悪化が著しいため池の水質改善のための工事

###### viii ため池長寿命化工事（掲載）

【内容】機能保全・更新等を実施するための計画に基づき管理されているため池の長寿命化を図る工事。

###### ③ 用排水施設等整備事業

###### i 湛水防除事業 ※

【内容】既存の用排水施設の耐用年数内において立地等の変化により、湛水被害が生じる恐れがある地域での湛水被害対策

###### ii 地盤沈下対策事業 ※

【内容】地下水の採取が規制されている地域での用排水施設の整備、農道の改修、客土等の地盤沈下対策

###### iii 用排水施設整備事業 ※

【内容】築造後の社会状況の変化等により早急に整備を要する施設の整備

###### iv 鉍毒対策事業 ※

【内容】鉍害対策の為の用排水施設の整備等

- ④ 農地保全整備事業 ※
  - 【内容】急傾斜地での浸食防止や崩壊防止
- ⑤ 地域防災機能増進事業（掲載）
  - i 土地改良施設豪雨対策事業（掲載）
    - 【内容】地震により公共施設等に被害を与える恐れのある土地改良施設の耐震整備
  - ii 土地改良施設耐震対策事業（掲載）
    - 【内容】豪雨により公共施設等に被害を与える恐れのある土地改良施設の豪雨対策
  - iii 農道防災対策工事（掲載）
    - 【内容】農道橋等の耐震化、災害発生の防止が必要な危険箇所の整備
- ⑥ 特定農業用管水路等特別対策事業 ※
  - 【内容】石綿管が使われている農業用管水路の撤去及びこれと一体的に行う用排水路の変更
- ⑦ **農業用河川工作物等応急対策事業（掲載）**
  - i 農業用河川工作物応急対策事業
    - 【内容】構造が不相当又は不十分な頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等の整備補強、撤去、撤去に伴う整備
  - ii 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業
    - 【内容】高速道路等を横断する農業用道路の函渠等の耐震補強整備
- ⑧ 水質保全対策事業
  - i 農業用排水施設整備 ※
    - 【内容】水質保全対策として行う用排水施設の新設、廃止又は変更
  - ii 水質保全施設整備 ※
    - 【内容】水質浄化施設整備等
  - iii 支援事業 ※
    - 【内容】湖沼の水質保全に係る管理運営体制の整備など（ソフト事業）
  - iv 耕土流出防止施設整備 ※
    - 【内容】水路、沈砂施設、法面保護など
  - v 水質保全施設改修工事
    - 【内容】i、ii、ivで整備した施設の機能低下の防止
- ⑨ 公害防除特別土地改良事業 ※
  - 【内容】農用地の土壌汚染を防止するために行うかんがい排水施設整備又は農用地の土壌汚染を除去するため行う排土、客土等
- ⑩ **地すべり対策事業（掲載）**
  - 【内容】地すべりの防止を図るために行う地すべり防止施設の新設又は改良、及び区画整理、農道などの関連事業、又は地すべり防止施設の長寿命化対策工事

## 2. 災害管理施設等整備

- ① 農業用施設等災害管理対策事業 ※
  - 【内容】危機管理に資する情報システム整備、緊急排水ポンプ、ゲート遠隔操作機等、洪水調整機能の発揮に必要な整備等。
- ② 農村防災施設整備事業
  - i 農村防災施設整備 ※
    - 【内容】緊急避難路、避難塔、防火水槽、避難施設の耐震化、雪崩防止施設など
  - ii 農業生産基盤整備 ※

【内容】用排水施設、区画整理、農用地造成、農道整備など  
 iii 農村生活維持施設整備 ※

【内容】農業集落道、営農飲雑用水施設、農業集落排水施設、農業施設等用地整備

**III 体制整備事業**

**① ため池緊急防災体制整備促進事業 (掲載)**

【内容】監視・管理体制の強化、緊急的な防災対策、減災対策の実施（ハザードマップ作成）  
 地域防災上のリスク除去（農業用又は旧農業ため池の廃止）、ハード事業の着手促進（ハード整備に着手するために必要な所有者確定の為の相続調査等）

**② ため池群管理体制整備事業 ※**

【内容】ため池群整備工事と一体的に行う管理体制の見直しに必要なワークショップや研修の開催、広域管理計画の策定、広域管理の試行等の実施

農村地域防災減災事業の事業構成及び事業内容一覧表

事業構成	事業内容（主要なこと）
I 調査計画事業	マスタープラン作成、安全度評価、ハザードマップ作成、実施計画、施設長寿命化計画策定、地域排水機能強化計画策定
II 整備事業	
1. 用排水施設等整備	
① 防災ダム整備事業	洪水調整用ダムの整備
② ため池整備事業	
1) 防災ため池工事	洪水調節機能を持たせるため池整備
2) 地震対策ため池防災工事	耐震性向上させるためのため池整備
3) ため池群整備工事	複数のため池におけるため池の改修、廃止、しゅんせつ等
4) ため池整備工事	ため池の新設、変更、廃止、しゅんせつ
5) 農作物生育阻害等防止工事	水質が原因で生育阻害が有るため池の整備
6) ため池特別対策整備工事	災害発生防止のためのため池廃止等
7) ため池水質改善工事	水質改善を目的としたため池整備
8) ため池長寿命化工事	適切に管理されたため池の長寿命化
③ 用排水施設等整備事業	
1) 湛水防除事業	湛水被害対策
2) 地盤沈下対策事業	水路整備、農道改修、客土など地盤沈下対策
3) 用排水施設整備事業	社会状況の変化などにより早急に行う施設整備
4) 鉍毒対策事業	鉍毒対策のための用排水施設の整備
④ 農地保全整備事業	急傾斜地での侵食防止及び崩壊防止
⑤ 地域防災機能増進事業	
1) 土地改良施設豪雨対策事業	地震により公共施設等に被害をおよぼす施設の耐震化
2) 土地改良施設耐震対策事業	豪雨により公共施設等に被害をおよぼす施設の豪雨対策
3) 農道防災対策工事	農道橋等の耐震化、災害防止が必要な箇所整備
⑥ 特定農業用管水路等特別対策事業	石綿管使用管水路の撤去及び整備

<p>⑦ 農業用河川工作物等応急対策事業 1)農業用河川工作物応急対策事業 2)農業用横断工作物緊急耐震対策事業</p> <p>⑧ 水質保全対策事業 1)農業用排水施設整備 2)水質保全施設整備 3)支援事業 4)耕土流出防止施設整備 5)水質保全施設改修工事</p> <p>⑧ 公害防除特別土地改良事業</p> <p>⑨ 地すべり対策事業</p>	<p>頭首工、水門などの撤去及び撤去に伴う整備 高速道路等を横断する構造物の耐震化</p> <p>水質保全として行う水路の整備 水質浄化施設整備 水質保全に係る管理運営体制の整備 水路、沈砂施設、法面保護 1)2)4)で整備した施設の機能低下の防止 土壌汚染を防止するために行うかんがい排水施設整備等 地すべり防止施設の新設、改良、関連事業、長寿命化対策</p>
<p>事業構成</p>	<p>事業内容（主要なこと）</p>
<p>2.災害管理施設等整備</p> <p>⑩ 農業用施設等災害管理対策事業 ⑪ 農村防災施設整備事業 1)農村防災施設整備 2)農業生産基盤整備 3)農村生活維持施設整備</p>	<p>危機管理に資するシステム整備、緊急排水ポンプ等の整備 緊急避難路、避難塔、防火水槽、避難路の耐震化 用排水施設、区画整理、農用地造成、農道整備など 農業集落道、営農飲雑、農業集落排水、施設等用地整備</p>
<p>Ⅲ体制整備事業</p> <p>⑫ ため池緊急防災体制整備促進事業</p> <p>⑬ため池群管理体制整備事業</p>	<p>ため池ハザードマップの作成及びこれを活用した訓練実施、旧農業用ため池の廃止、ハード事業著着手に必要な相続関係調査等 ため池群整備工事と一体的に行う管理体制の見直しに必要なワークショップや研修の開催、広域管理計画の策定、広域管理の試行等の実施</p>

補助事業名	農村地域防災減災事業(調査計画事業)			
事業主体	県又は市町村又は団体。ただし、1の事業は県又は市町村のみ。			
事業内容	<p>1. 農村地域防災減災総合計画等策定                  地域・施設の諸条件について調査し、「農村地域防災減災総合計画書(以下、「総合計画」という。)」又は「農村地域防災減災推進計画書(以下、「推進計画」という。)」を策定するもの。</p> <p>2. 安全度評価                  農業用施設や農村防災施設等の機能診断等の調査を行い、地域住民の安全性確保の観点から必要となる施設整備の優先度を決定し、効率的に安全対策を行うため「農村災害対策整備計画」を作成するもの。</p> <p>3. 防災情報管理システム整備計画策定                  地域及び農業用施設の諸条件について調査し、防災情報管理の対象となる地域又は施設の設定の考え方、運用方法及び期待される効果等を検討し、「防災情報管理システム整備計画」を作成するもの。</p> <p>4. 地域危機管理整備計画策定                  危機管理の対象とすべき農業用施設等、関連する流域、減災活動の最小単位となる集落・自治会の範囲等を総合的に勘案して、地域の危機管理が効率的・効果的に実現できる危機管理区域を設定し、それぞれの危機管理区域ごとに危機管理区域の設定の考え方、整備方針及び期待される効果等を検討し、「地域危機管理整備計画」を作成するもの。</p> <p>5. ハザードマップ作成                  災害が発生した場合において、周辺住民等へ被害を及ぼす恐れのある農業用施設に係るハザードマップの作成及び作成のために必要な調査、試験及び測量等を実施するもの。</p> <p>6. 実施計画策定                  整備事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するもの。</p> <p>7. ため池緊急防災対策                  人命、人家又は公共施設等に被害を及ぼすおそれの高い農業用又は旧農業用のため池を対象として、計画的に防災対策を推進するために調査及び当該ため池に係る諸元等の詳細情報の整備。</p> <p>8. 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定                  大規模地震発生のおそれがある地域において、土地改良施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて耐震化対策整備計画を策定するもの。</p> <p>9. 施設長寿命化計画策定                  防災ダム、ため池、地すべり防止施設等の農地防災を目的とした施設について機能診断等を行い、施設長寿命化計画を策定するもの。</p> <p>10. ため池群調査計画策定                  (1)調査 ため池の決壊防止やため池の持つ洪水調節機能などの評価に必要な調査、整備計画策定に必要な調査をするもの。                  (2)計画策定 調査結果から「農用地災害防止ため池整備計画」を策定するもの。</p> <p>11. 地域排水機能強化計画策定                  地域の排水機能を強化するため、既存の土地改良施設の評価に必要な調査を行うとともに、当該施設の整備方針及び期待される効果等を検討し、地域排水機能強化計画を策定するもの。</p>			
要件	<p>○ 1, 2の事業にあつては、3～11又は要綱別表1のⅡからⅢの事業を行う見込みがあること。</p> <p>○ 3～5の事業にあつては、災害の発生するおそれが高い、又は周辺への影響が著しく大きい農業施設等であること、若しくは同一市町村又は関連する流域において農業施設等が被災した際に下流等に及ぼす被害の面積の合計が概ね10ha以上(災害防除対策推進地域等にあつては概ね5ha以上)であること。ただし、5の事業にあつては、防災受益面積7ha以上又は被害想定額(農外)4,000万円以上であつて、受益面積2ha以上の場合であつても事業の実施ができる。</p> <p>○ 5の事業にあつては、次の事項に該当すること。                  (1) ハザードマップを作成した場合は、当該ハザードマップを関係住民等に周知するものとする。                  (2) ハザードマップ作成に当たっては、ワークショップを開催する等により関係住民等との意見交換を行うよう努めること。</p> <p>○ 6及び9の事業にあつては、整備事業の実施要件に該当する事業に係るもの。</p> <p>○ 7の事業にあつては、貯水量が概ね1,000m<sup>3</sup>以上のもの又は受益面積が概ね0.5ha以上のもの。</p> <p>○ 8の事業にあつては、地震対策ため池防災事業の実施要件に該当する事業に係るもの。</p> <p>○ 10の事業にあつては、次の事項に該当すること。                  (1) 施設が決壊した場合に下流の住宅や公共施設等への影響を与えるおそれがある等のため池を含むもの。                  (2) 防災課を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであつて、かつ、事業実施後に同一の管理下にある見込みのあるものであり、次のいずれかに該当する見込みのある2ヶ所以上のため池を対象とするもの。                  ①ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの。                  ②ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの。                  ③決壊した場合の被害想定区域が重複するもの。                  (3) 農業用ため池の受益面積の合計が概ね10ha以上のもの。</p> <p>○ 11の事業にあつては、次の事項に該当すること。                  (1) 豪雨により農用地や農業用施設等が被害を受けることが予想される地域又はこの被害を原因として、農用地、住宅、公共施設等に被害を及ぼすことが予想される地域であること。                  (2) 既存の土地改良施設を活用した整備の組合せにより、一体的に効果が発現することが見込まれること。</p> <p>○ 3～11の事業を実施するにあつては、「総合計画」又は「推進計画」に位置付けるものとする。</p>			
実施要綱	農村地域防災減災事業実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災事業実施要領(要領別紙第1)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
	県 営	100	0	0
	市 町 村 営			
	団 体			
	県営(地すべり対策事業関係)	50	50	0
適用	二次災害が予想される地区における施設に係るものは、平成30年度までは定額補助(但し、地すべり対策事業に係るものを除く)			

補助事業名	農村地域防災減災事業(防災ダム整備事業)			
事業主体	県 営			
事業内容	洪水調整用ダム(余水吐その他の附帯施設を含む。)の新設又は改修及び併せ行う関連整備			
要件	<p>防災受益面積が概ね 100ha以上のもの。  ただし、台風常襲地帯、豪雪地帯、又は振興山村(山村振興法第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された地域をいう。)であって、次に掲げる要件のすべてに該当する地域において行うものの防災受益面積については、概ね 70ha以上。</p> <p>1 当該事業の計画年度の前年度から概ね過去 10 年間に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 5 条第 1 項の規定に基づき定められた地域であって、洪水により農地、農作物又は農業施設に被害が発生した地域であること。</p> <p>2 将来における洪水の発生により、農地、農作物又は農業用施設に被害が発生することを緊急に防止する必要があると認められること。</p>			
実施要綱	農村地域防災減災実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災実施要領(要領別紙第2)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	県 営	55	39	6
適用	農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の50%未満のものに限る。			

補助事業名	農村地域防災減災事業(ため池整備事業)
事業主体	県 営
事業内容	<p>1.防災ため池工事 豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備。</p> <p>2.地震対策ため池防災工事 耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修。</p> <p>3.ため池群整備工事 複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備。</p> <p>4.ため池長寿命化工事 施設の機能保全・更新等を計画的に実施するための中長期的な計画に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な工事。</p>
要件	<p>1.防災ため池工事 併せ行う農地等の洪水調節機能の発揮のための整備にあっては対象農地面積が10ha以上であり、対象農地の排水先にある排水施設、排水施設の一部を兼ねる農道の整備、又は対象農地の関連施設とする。</p> <p>● 大規模事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 防災受益面積が概ね100ha以上(特例地域は概ね70ha以上)であり、かつ、かんがい受益面積が概ね40ha以上であること。</li> <li>2) 離島振興地域については、防災受益面積が概ね40ha以上(特例地域は概ね30ha以上)であり、かつ、かんがい受益面積が概ね40ha以上であること。</li> <li>3) 洪水調節容量が10万㎡以上かつ、洪水調節による被害軽減額が1億円以上のものであって、かつ、かんがい受益面積が概ね40ha以上のもの。</li> </ol> <p>● 小規模事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 防災受益面積が概ね10ha以上(特例地域は概ね7ha以上)であり、かつ、かんがい受益面積が概ね5ha以上のものであって、総事業費が概ね3,000万円以上のもの。</li> <li>2) 洪水調節容量が5千㎡以上かつ、洪水調節による被害軽減額が1,000万円以上のものであり、かつ、かんがい受益面積が概ね5ha以上のものであって総事業費が3,000万円以上のもの。</li> </ol> <p>2.地震対策ため池防災工事 大規模な地震等の発生に伴って決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがある農業用ため池の改修であって、地震防災特別措置法に掲げる地震防災緊急事業五箇年計画に定められ、又定められる予定があり、かつ、総事業費が概ね800万円以上のもの。</p> <p>● 大規模事業 防災受益面積が概ね70ha以上であり、かつ、かんがい受益面積が概ね40ha以上であること。 防災受益面積が概ね7ha以上であり、かつ、かんがい受益面積が概ね2ha以上であって、想定被害額(農外)が3億円以上のもの。</p> <p>● 小規模事業 防災受益面積が概ね7ha以上であり、かつ、かんがい受益面積が概ね2ha以上であること。</p> <p>3.ため池群整備工事 施設が決壊した場合に下流の住宅や公共施設等へ影響を与えるおそれがある等のため池を含むもの。 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであって、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する2か所以上のため池を対象とするもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの。</li> <li>2)ため池からの流出水量の調整により、洪水調節機能が向上するもの。</li> <li>3)決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの。</li> </ol> <p>● 大規模事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)かんがい受益面積の合計が概ね80ha以上であること</li> <li>2)防災受益面積の合計が概ね200ha以上(特例地域は概ね140ha以上)又は想定被害額(農外)の合計が10億円以上(特例地域は7億円以上)のもの。</li> <li>3)離島振興地域については、防災受益面積の合計が概ね80ha以上(特例地域は60ha以上)又は想定被害額(農外)の合計が4億円以上(特例地域は3億円以上)のもの。</li> <li>4)農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの。</li> </ol> <p>● 小規模事業</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1)かんがい受益面積の合計が概ね10ha以上であること</li> <li>2)防災受益面積の合計が概ね20ha以上(特例地域は概ね14ha以上)又は想定被害額(農外)の合計が1億円以上(特例地域は7千万円以上)のもの。</li> <li>3)農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの。</li> </ol> <p>4.ため池長寿命化工事 施設長寿命化計画等が策定されており、かつ、受益面積がおおむね2ha以上のもの。</p>
実施要綱	農村地域防災減災実施要綱
実施要領	農村地域防災減災実施要領(要領別紙3、3-2)
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱

補助率	区 分	国	県	その他
	防災ため池工事・地震対策ため池防災工事(大規模)	55	未	未
	防災ため池工事・地震対策ため池防災工事(小規模、40ha 以上)	55	未	未
	防災ため池工事・地震対策ため池防災工事(小規模、40ha 未満)	55	未	未
	ため池群整備工事(大規模)	55	未	未
	ため池群整備工事(小規模)	55	未	未
	ため池長寿命化工事	55	未	未
適 用				

補助事業名	農村地域防災減災事業(ため池整備事業)			
	大規模			
事業主体	県 営			
事業内容	<p>ため池整備工事</p> <p>築造後における自然的・社会状況等の変化に対応する場合、又は人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に、早急に整備を要するため池(災害防止用のダムを含む。)の新設、変更、新設と併せ行う廃止、旧農業用ため池の廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備、管理施設の整備。</p>			
要件	<p>ため池整備工事</p> <p>「ため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備、管理施設の整備」に係る要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ かんがい受益面積が概ね 100ha 以上。総事業費が概ね 8,000 万円以上</li> <li>・ 中山間地域においては、かんがい受益面積が概ね 70ha 以上(離島は 20ha 以上)。総事業費が概ね 3,000 万円以上。</li> <li>・ 堤高が概ね 10m 以上又は貯水量が概ね 10 万m<sup>3</sup> 以上(中山間地域では概ね 5 万m<sup>3</sup> 以上)。</li> <li>・ 当該ため池の決壊による想定被害額が概ね 1 億円以上で、かつ、農業関係(農用地、農業用施設、農作物、家畜、農業用建物、及び農機具等)以外の被害額が 5,000 万円以上を占め、更に関係市町村住民 100 名以上の生命に危険が予測されるもの(中山間地域にあつては想定被害額が 5,000 万円以上で、かつ、関係市町村住民の生命に危険が予測されるもの)</li> </ul> <p>「旧農業用ため池の廃止」に係る要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旧農業用ため池の貯水量の合計が概ね 1,000m<sup>3</sup> 以上であつて、総事業費の合計が概ね 8,000 万円以上であること。</li> <li>・ 埋立て等により土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること。</li> <li>・ 市町村等地方公共団体による事業完了後の維持管理計画が明らかになっていること。</li> </ul> <p>「管理施設の整備」に係る要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ かんがい受益面積が概ね 5ha (中山間地域においては概ね 2ha) 以上のものであること。</li> <li>・ 総事業費の合計が概ね 8,000 万円以上のもの。</li> </ul>			
実施要綱	農村地域防災減災実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災実施要領(要領別紙3、3-2)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	県営(内地:大規模)一般地域	55	32	13
	県営(内地:大規模)中山間地域	55	32	13
	県営(離島:大規模)	60	30	10
適用	島根県は県下全域が中山間地域の扱いとなる。			

補助事業名	農村地域防災減災事業(ため池整備事業)			
	小規模			
事業主体	県 営			
事業内容	<p>ため池整備工事</p> <p>築造後における自然的・社会状況等の変化に対応する場合、又は人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に、早急に整備を要するため池(災害防止用のダムを含む)の新設、変更、新設と併せ行う廃止、旧農業用ため池の廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備、管理施設の整備。</p>			
要件	<p>ため池整備工事</p> <p>「ため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、旧農業用ため池の廃止、しゅんせつ、附帯施設・下流水路・管理施設の整備」に係る要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ かんがい受益面積が概ね 10ha以上(高度な技術を要する場合は 2ha 以上)のもの。</li> <li>・ 総事業費の合計が概ね 800 万円以上であること。</li> <li>・ 中山間地域においては、かんがい受益面積が概ね 5ha以上(高度な技術を要する場合は 2ha 以上)で、総事業費の合計が概ね 800 万円以上であること。</li> <li>・ 要領別紙3-2の第5の3. 4に示されている要件を満たすこと。</li> </ul> <p>「旧農業用ため池の廃止」に係る要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旧農業用ため池の貯水量の合計が 1,000m<sup>3</sup> 以上であって、総事業費の合計が概ね 800 万円以上であること。</li> <li>・ 埋立て等により土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること。</li> <li>・ 市町村等地方公共団体による事業完了後の維持管理計画が明らかになっていること。</li> <li>・ 要領別紙3-2の第5の2に示されている要件を満たすこと。</li> </ul> <p>「管理施設の整備」に係る要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益面積が概ね 5ha(中山間地域においては概ね 2ha)以上のもの</li> <li>・ 総事業費の合計が概ね 800 万円以上のもの</li> </ul>			
実施要綱	農村地域防災減災実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災実施要領(要領別紙3、3-2)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	県 営 ( 内 地 : 小 規 模 ) 中山間 40ha 以上	55	30	15
	県 営 ( 内 地 : 小 規 模 ) 中山間 40ha 未満	55	30	15
	県 営 ( 離 島 : 小 規 模 )	60	31	9
適 用	島根県は県下全域が中山間地域の扱いとなる。			

補助事業名	農村地域防災減災事業(ため池整備事業)			
	小規模			
事業主体	団体営			
事業内容	<p>ため池整備工事</p> <p>築造後における自然的・社会状況等の変化に対応する場合、又は人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に、早急に整備を要するため池(災害防止用のダムを含む)の新設、変更、新設と併せ行う廃止、旧農業用ため池の廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備、管理施設の整備。</p>			
要件	<p>ため池整備工事</p> <p>「ため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、旧農業用ため池の廃止、しゅんせつ、附帯施設・下流水路・管理施設の整備」に係る要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ かんがい受益面積が概ね 10ha未満のもの。</li> <li>・ 総事業費の合計が概ね 800 万円以上であること。</li> <li>・ 中山間地域においては、かんがい受益面積が概ね 5ha未満で、総事業費の合計が概ね 800 万円以上であること。</li> <li>・ 要領別紙3-2の第5の3. 4に示されている要件を満たすこと。</li> </ul> <p>「旧農業用ため池の廃止」に係る要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 旧農業用ため池の貯水量の合計が 1,000m<sup>3</sup> 以上であって、総事業費の合計が概ね 800 万円以上であること。</li> <li>・ 埋立て等により土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること。</li> <li>・ 市町村等地方公共団体による事業完了後の維持管理計画が明らかになっていること。</li> <li>・ 要領別紙3-2の第5の2に示されている要件を満たすこと。</li> </ul> <p>「管理施設の整備」に係る要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益面積が概ね 5ha(中山間地域においては概ね 2ha)以上のもの</li> <li>・ 総事業費の合計が概ね 800 万円以上のもの</li> </ul>			
実施要綱	農村地域防災減災実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災実施要領(要領別紙3、3-2)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	団体営(内地：小規模) 中山間地域	55	未	未
	団体営(離島：小規模)	60	未	未
適用	島根県は県下全域が中山間地域の扱いとなる。			

補助事業名	農村地域防災減災事業(農業用河川工作物等応急対策事業)			
事業主体	県又は団体営			
事業内容	<p>1 農業用河川工作物応急対策事業</p> <p>(1) 工作物の構造が不適當又は不十分のため、前後一連区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について、対策基準により改善措置を必要とするもの及びこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、一体としての工事の実施を必要とするもの。</p> <p>(2) 工作物の本来の機能が失われ、前後一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について、洪水等からの安全を確保するため、工作物の撤去等の工事の実施を必要とするもの。</p> <p>2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業</p> <p>地震の際に緊急輸送路として活用される道路の機能の確保及び道路交通車両の安全を確保するため耐震補強整備を必要とするもの(高速自動車国道又は一般有料道路を横断して設置されているものに限る)。</p>			
要件	<p>○大規模事業 総事業費が概ね1億円以上のもの ただし、離島にあっては、5000万円以上のもの</p> <p>○小規模事業 総事業費が概ね800万円以上のもの</p>			
実施要綱	農村地域防災減災実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災実施要領(要領別紙7)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	1の事業(1億円以上:県営)一般地域	55	37	8
	1の事業(1億円以上:県営)中山間地域	55	37	8
	1の事業(5千万~1億未満)一般地域	50	42	8
	1の事業(5千万~1億未満)中山間地域	55	42	3
	1の事業(8百万~5千万未満)一般地域	50	32	18
	1の事業(8百万~5千万未満)中山間地域	55	32	13
	2の事業	50, 55	未	未
適用	島根県は県下全域が中山間地域の扱いとなる。			

補助事業名	農村地域防災減災事業(地すべり対策事業) 地すべり防止工事 地すべり防止施設長寿命化対策工事				農村地域防災減災事業(地すべり対策事業) 関連事業																
事業主体	県 営				団 体 営																
事業内容	<p>1 地すべり防止工事 地すべり防止法第3条により指定された防止区域で地すべり防止施設の新設又は改良その他地すべりを防止するための工事。</p> <p>4 地すべり防止施設長寿命化対策工事 地すべり防止施設に係る施設長寿命化計画に基づいた対策を実施するための工事。</p>				<p>3 関連事業 地すべり防止工事と直接関連して実施することにより、地すべり防止機能を果たすもの、また地すべりによる二次被害の増大を排除するもの、及び土地利用を合理化することによって被害を軽減するもの。 暗渠排水、ため池の移転又は漏水防止、区画整理、農道の整備。</p>																
採択要件	<p>○1の事業を実施する場合は総事業費が70,000千円以上。</p> <p>○4の事業を実施する場合は施設長寿命化計画が策定されており総事業費が8,000千円以上。</p>				<p>○3の事業を実施する場合は地すべりによる被害を除去又は軽減するために必要があると認められるもの。 詳細は「農地地すべり対策事業便覧」による。</p>																
	<p>地すべり防止区域指定基準</p> <p>1. 貯水量 30,000m<sup>3</sup> 以上のため池、関係面積 100ha 以上の用排水施設若しくは農道。</p> <p>2. 農地面積 10ha 以上、または、農地面積が5～10ha 未満の場合にあつては、下表のとおり計 10 を満足するものであること。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>農地 (ha)</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>人家 (戸数)</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> </table>								農地 (ha)	5	6	7	8	9	人家 (戸数)	5	4	3	2	1	計
農地 (ha)	5	6	7	8	9																
人家 (戸数)	5	4	3	2	1																
計	10	10	10	10	10																
実施要綱	農村地域防災減災事業実施要綱																				
実施要領	農村地域防災減災実施要領(要領別紙11)																				
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱																				
補助率	区 分	国	県	その他	区 分	国	県	その他													
	地すべり防止工事	1/2	1/2	0	区画整理、暗渠排水事業内地	(40)1/3	(30)30	(30)36.7													
	地すべり防止施設長寿命化対策工事	1/2	1/2	0	〃 離 島	50	30	20													
					農道整備事業傾斜度 15° 未満内地	45	25	30													
					〃 離 島	50	25	25													
					15° 以上 内地	50	20	30													
					〃 離 島	50	25	25													
				かんがい排水施設及びため池の整備	50	未	未														
適 用	<p>1. 補助率欄の( )は、県、市町村以外が事業主体となる場合の補助率。</p> <p>2. 過疎債適用該当地区にあつては、農道整備事業の県費補助率は5%とする。但し、年度事業費の6%又は4.5%を県の交付金により助成する。</p>																				

補助事業名	農村地域防災減災事業(ため池緊急防災体制整備促進事業)			
事業主体	県(1, 2, 3)、市町村(1, 2)、団体(1, 3)			
事業内容	<p>(1)減災対策の実施 ハザードマップの作成及びこれを活用した防災訓練の実施</p> <p>(2)地域防災上のリスク除去 農業用または旧農業用ため池の廃止</p> <p>(3)ハード整備の着手促進 ハード事業に着手するために必要なため池敷所有者を確定する為の相続関係調査、用地境界を確定するための測量等の実施</p>			
要件	<p>(1)減災対策の実施(ハザードマップ作成等) 施設が決壊した場合、下流の人家や公共施設等への影響を与える恐れがある等のため池であって、受益面積が概ね2ha以上のもの。 事業の完了までに調査計画事業による実施計画策定等を実施する見込みのあるもの、又は災害管理施設等整備を実施しているもの。</p> <p>(2)地域防災上のリスク除去(ため池廃止) 施設が決壊した場合に下流の人家や公共施設等への影響を与える恐れがあるため池であって、想定被害額(農外)が500万円以上のもの。 ため池堤体の所有者が地方公共団体でないもの。 廃止に伴い水路等の施設整備を伴うもの。 市町村等地方公共団体による事業完了後の維持管理計画が明らかになっていること。</p> <p>(3)ハード整備の着手促進 (2)のため池廃止を実施するために行うものは(2)の要件 (2)のため池廃止以外を実施するために行うものは(1)の要件</p>			
実施要綱	農村地域防災減災実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災実施要領(要領別紙14、14-2)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	減災対策の実施(ハザードマップ作成等)	50	未	
	地域防災上のリスク除去(ため池廃止)	100	0	0
	ハード整備の着手促進(相続関係調査等)	55	未	
適用	<p>採択期間 (1)(3)は H27～H31 までとする(ため池廃止に関するものを除く) (2)(3)は H34 までとする(ため池廃止に関するもの)</p> <p>事業期間 概ね 5 年間又は併せて行うため池に係る整備事業の完了までの期間のいずれか短い期間 ため池廃止の事業費は定額(1,000 万円/箇所を上限)</p>			

事業名	土地改良施設突発事故復旧事業(補助)			
事業主体	県営・団体営			
事業内容	<p>土地改良事業等によって造成された施設(農業水利施設、農道)について、突発的な事故により機能の低下又は喪失が生じた場合における機能回復を行う</p> <p>[事業の内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現地仮復旧 安全を確保するために行う措置又は暫定的な機能確保の措置</li> <li>2. 機能回復を行う復旧工事 施設を原形に復旧するため又は従前の効用を回復するために行う措置</li> <li>3. 緊急応急工事 1、2に掲げるもののうち、地方農政局長が緊急に施行する必要があると認める応急工事</li> </ol> <p>[対象外となる被害]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 暴風、洪水、高潮、地震その他の天然現象を原因とするもの</li> <li>(2) 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏を原因とするもの</li> <li>(3) 甚だしく維持管理の義務を怠ったことを原因とするもの</li> <li>(4) 施設管理者又は第三者の過失を原因とするもの</li> <li>(5) 維持工事として復旧できる被害の程度が小さいもの</li> </ol>			
要件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上(中山間地域にあつては、おおむね10ヘクタール以上)</li> <li>2. 復旧に要する事業費が1箇所当たり200万円以上</li> <li>3. 適切に保全管理されているものであること(維持管理事業計画等に基づいた管理がなされていること、機能保全計画等を定めた上で計画に基づいた対策や施設監視を適切に行っていること)</li> </ol> <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法に基づく応急工事計画の策定(市町村営事業の場合は、市町村が議会の議決を経て策定。土地改良区営事業の場合は、総会の議決を経たのち知事の許可を受けて策定。)</li> <li>・土地改良区が事業主体となる場合は定款にその旨位置づけることが必要</li> </ul>			
実施要綱	土地改良施設突発事故復旧事業実施要綱			
実施要領	土地改良施設突発事故復旧事業実施要領			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
	内地(県営) (団体営)	50	未定 25	未定 25
	中山間地域(県営) (団体営)	55	未定 22.5	未定 22.5
	離島(県営) (団体営)	60	未定 20	未定 20
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施要綱において、国の助成を除いた残額は、都道府県、市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努めるものと規定</li> <li>・農家負担金を徴収する場合、市町村営事業では農家負担を徴収する旨と3分の2以上の同意徴収を得ることを条例に定めることが求められ、土地改良区営事業では同意徴収の必要はないが農家負担を徴収することを定款に定めておくことが必要</li> </ul>			
適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域は、5法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域を含む市町村に適用</li> </ul>			

農山漁村地域整備事業交付金事業名	海岸保全施設整備事業							
(参考)補助事業名	海岸保全施設整備事業							
事業主体	県	営	団	体	営			
事業内容	沿岸域の農地とそこで展開される農業生産活動を守り、食料の安定供給の確保と安全な農村地域の形成を図る。 1. 海岸保全施設整備 (1)高潮対策 (2)侵食対策 (3)海岸耐震対策 (4)海岸堤防等老朽化対策 2. 津波・高潮危機管理対策 3. 海岸環境整備							
要件	<p>1. 高潮及び侵食対策(事業主体は海岸管理者)は次にあげる要件をみたすもの</p> <p>①高潮、津波、波浪、侵食による被害が発生する恐れの大なる海岸であり、1 km当りの防護面積が 5ha 以上又は防護人口が 50 人以上を基準とする</p> <p>②(海岸保全施設整備事業に係る運用)第2の4事業計画が策定されている地区</p> <p>③事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費は内地 1 億円、離島 5,000 万円以上</p> <p>2. 海岸耐震対策(事業主体は海岸管理者)は次に満たす要件をみたすもの</p> <p>①一連の防護区域に地域中枢機能集積地区(役場、警察署、消防署、病院等)を有しており、大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害の恐れがあり、緊急的な対策を要する海岸</p> <p>②(海岸保全施設整備事業に係る運用)第2の4事業計画が策定されている地区</p> <p>③事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が県営 5,000 万円以上、市町村営 2,500 万円以上</p> <p>3. 海岸堤防等老朽化対策(事業主体は海岸管理者)は次に満たす要件をみたすもの</p> <p>(1)長寿命化計画の策定</p> <p>①平成 30 年度までに策定又は変更されるもの</p> <p>(2)老朽化対策</p> <p>①長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること。ただし、海岸保全施設の新設又は平成 30 年度までに事業に着手する場合については、長寿命化計画の策定を条件としない。</p> <p>②老朽化等により機能が確保されていない又は機能低下の恐れがある海岸保全施設であって、その機能の強化又は回復を行う必要があると認められるもの</p> <p>③海岸保全基本計画書等に基づき(海岸保全施設整備事業に係る運用)第2の4事業計画が策定されている地区</p> <p>④事業計画に位置付ける総事業費が県営 5,000 万円以上、市町村営 25,000 千円以上</p> <p>4. 津波・高潮危機管理対策(事業主体は海岸管理者)は次にあげる要件をみたすもの</p> <p>①大規模地震による津波災害が甚大であり、緊急的な対策を要する地域に存する海岸</p> <p>②地域の防災計画等に基づき(海岸保全施設整備事業に係る運用)第2の4事業計画が策定されている地区</p> <p>③事業計画に従って実施される事業で、事業着手から5年以内に整備目標の達成が見込まれること</p> <p>④堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止は以下のいずれかの施設を対象とするものに限ること</p> <p>    ㊦施設の耐震化に資するもの</p> <p>    ①津波又は高潮の波力に耐えられない程度に損傷が著しいもの</p> <p>    ②避難経路に近接し、避難対策上支障をきたす恐れが強いもの</p> <p>⑤事業計画に位置付ける総事業費が県営 5,000 万円以上、市町村営 25,000 千円以上</p> <p>5. 海岸環境整備(事業主体は県又は市町村)</p> <p>①海岸保全区域のうち、周辺に公営の公園、海水浴場等施設のある地域又は計画されている地域において、より海浜利用が増進される機能を発揮するために行う施設の新設若しくは改良で総事業費が1億円以上のもの</p> <p>②広域的な一連の海岸において、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させるなど、地域の特色を活かした自主的・戦略的取組を推進するため、多様なニーズを踏まえた海岸利用活性化計画の策定及び①で定めた施設等の新設又は改良で総事業費が1億円以上のもの</p> <p>③侵食傾向が著しいため、海岸保全施設の設置だけでは、前浜の回復若しくは環境維持が困難である海岸又は海浜特性からみて海岸保全施設の設置に環境上の制約がある海岸において、緊急に養浜を実施しなければならない海岸で、総事業費が1億円以上のもの</p> <p>④自然環境との調和・個性ある地域づくりに資する海岸において行う次の事業で、総事業費が1億円以上のもの</p> <p>    ㊦国指定文化財等の史跡・景勝岩及び交流促進施設の防護を図るため、海岸保全施設の新設又は改良を行う海岸</p> <p>    ①国立公園内等の利用・景観への配慮又は貴重種等特有の環境に依存した固有の生物の生息・生育環境の保全・再生を図るため既存海岸保全施設の改良を行う海岸</p> <p>⑤海水浴等海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において行う次の事業で、総事業費が1億円以上のもの</p> <p>    ㊦階段工及びこれと一体として整備する水叩兼用の通路又は植栽事業で、短年度施行をもって事業効果を発揮しうるもの</p> <p>    ①海岸利用者の安全性の確保を図るための安全情報伝達施設を整備するもの</p> <p>⑥農地保全に係る海岸の区域に限り、ヘドロ等の除去で総事業費が1億円以上のもの、海岸保全区域の放置座礁船の処理で総事業費が5,000万円以上</p>							
実施要領	農山漁村地域整備事業交付金実施要領 別紙11							
交付率	区分	国	県	その他	区分	国	県	その他
	高潮侵食対策(内地)	50	50	0	高潮侵食対策(内地)	50	未	未
	"    (離島)	55	45	0	"    (離島)	55	未	未
	海岸耐震対策(内地)	50	未	未	海岸耐震対策(内地)	50	未	未
	海岸耐震対策(離島)	55	未	未	海岸耐震対策(離島)	55	未	未
	海岸堤防等老朽化対策(内地)	50	未	未	海岸堤防等老朽化対策(内地)	50	未	未
	海岸堤防等老朽化対策(離島)	55	未	未	海岸堤防等老朽化対策(離島)	55	未	未
	津波・高潮危機管理対策(内地・離島)	50	未	未	津波・高潮危機管理対策(内地・離島)	50	未	未
	海岸環境整備	1/3	未	未	海岸環境整備	1/3	未	未
適用	(1)海岸堤防等老朽化対策のうち、機能の回復を行うものの国費率は50%							

補助事業名	農村地域防災減災事業(農村防災施設整備事業)			
事業主体	県又は市町村			
事業内容	<p>1 農村防災施設整備</p> <p>(1) 緊急避難路整備・・・集落の防災安全のために必要な道路の整備であって農道を補完するもの ただし、道路法の市町村道のうち幹線市町村道は対象としない。</p> <p>(2) 緊急避難施設整備・・・集落の防災安全のために必要な避難施設その他の避難場所の新設及び変更</p> <p>(3) 防火水槽整備・・・集落の防災安全のために必要な防火水槽及び附帯施設の新設及び変更</p> <p>(4) 緊急避難施設の耐震化・・・農林水産省所管に係る助成等をもって整備された施設のうち避難場所となっているものの耐震化</p> <p>(5) 情報基盤施設整備・・・土地改良施設等の維持管理やこれに関する情報の伝達に必要な施設及びこれに附帯する緊急時の情報伝達に必要な情報基盤施設の整備</p> <p>(6) 雪崩防止施設整備・・・雪崩予防柵、防雪柵等の新設</p> <p>(7) 防護柵等安全設備・・・集落の防災安全のために必要な土留工、安全柵等の新設及び変更</p> <p>(8) 災害防除林・・・台風常襲地帯等で、風害防止のために行う植林で、農村振興局長が地域の実情に特に必要と認めるものの新設及び変更</p> <p>2 農業生産基盤整備</p> <p>(1) 農業用排水施設整備・・・農業用排水施設の新設、廃止又は変更</p> <p>(2) 区画整理・・・農用地等の区画形質の変更及びこれと相当の関連のある工事を一体として行う事業</p> <p>(3) 農用地造成・・・農用地以外の土地の畑地への地目転換(農用地間の地目変更を含む。)とこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更</p> <p>(4) 農道整備・・・農道、農道橋の索道又は軌道等運搬施設の新設又は変更</p> <p>(5) 農用地の改良又は保全・・・農用地の改良又は保全上必要な事業</p> <p>3 農村生活維持施設整備</p> <p>(1) 農業集落道路整備・・・農業集落周辺における農業生産基盤整備に係る農道を補完する農業集落道の新設及び変更 ただし、道路法の市町村道のうち幹線市町村道は対象としない。</p> <p>(2) 営農飲雑用水施設整備・・・家畜の飼育、園芸作物等の栽培(かんがいを除く。)、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の新設及び変更</p> <p>(3) 農業集落排水施設整備・・・農業用排水の水質保全、機能維持を図るために行う雨水・汚水を排除する施設及びこれと連絡する排水路並びにこれらに附帯する処理施設等の新設及び変更</p> <p>(4) 農業施設等用地整備・・・区画整理により創設された非農用地の整備及び農業施設用地その他公共施設用地等に供するものの整備</p>			
要件	<p>○1の事業を実施する場合は農村防災施設整備事業計画書を策定し、要件は次に掲げるとおりとする。</p> <p>次の(1)、(2)のいずれかの区域であり、かつ(3)を満たすこと</p> <p>(1) 災害防除対策推進地域等であるもの</p> <p>(2) 用排水施設等整備の受益地内もしくは、受益地内を含むその周辺地域にあるもの</p> <p>(3) 調査計画事業の安全度評価における調査において必要と認められたもの</p> <p>○2の事業を実施する場合、甚大な災害発生地域であり、次に掲げる条件を満たすこと。</p> <p>(1) 農業用排水施設整備業 概ね 60ha 以上</p> <p>(2) 区画整理業 概ね 60ha 以上</p> <p>(3) 農用地造成事業 概ね 40ha 以上</p> <p>(4) 農道整備業 概ね 50ha 以上</p> <p>(5) 農用地の改良又は保全事業 概ね 20ha 以上</p> <p>○3の事業を実施する場合、甚大な災害発生地域であり、ため池整備事業、用排水施設整備事業、農地保全整備事業又は2の事業と合わせ行う事業であること。</p>			
実施要綱	農村地域防災減災実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災実施要領(要領別紙13、要領別紙13-2)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区 分	国	県	その他
	1 の 事 業 内 地	55	未	未
	1 の 事 業 離 島	60	未	未
	緊急避難路整備事業(内地)	55	35	10
	緊急避難路整備事業(離島)	60	未	未
	2 の 事 業 内 地	55	未	未
	2 の 事 業 離 島	60	未	未
	3 の 事 業 内 地	55	未	未
	3 の 事 業 離 島	60	未	未
適 用	島根県は県下全域が中山間地域 緊急避難路整備のみ負担率決定			

補助事業名	農村地域防災減災事業(地域防災機能増進事業)			
事業主体	県又は市町村			
事業内容	<p>1 土地改良施設豪雨対策事業 地域の排水機能を強化するために、既存施設を活用した整備を組み合わせることで一体的に効果を発現する土地改良施設であって、以下のいずれかに該当する施設。 (1) 築造後における自然的・社会的状況の変化に伴う湛水被害を防止するために整備が必要な施設。 (2) 既存の一連の排水施設において脆弱部を有し、地域の排水に支障が生じている施設。 (3) 災害発生時の機能喪失を防ぐために対策が必要な施設。</p> <p>2 土地改良施設耐震対策事業 土地改良施設のうち、次のいずれかの施設周辺地域への影響が大きい重要な構造物の耐震改修。 (1) 施設周辺に主要道路、鉄道又は人家等があり、地震による被害が生じた場合に人命・財産等への影響が大きい施設。 (2) 地域防災計画において避難路等に指定されている農道又は地域防災計画において避難路に指定されている道路に隣接するなど避難・救護活動への影響が大きい施設。 (3) 地域の経済活動や生活機能への影響が大きい施設。 (4) 地震による被害が生じた場合に農地10ha以上(農地5ha以上10ha未満であって、当該地区に存する人家の被害を考慮し、それが農地10ha以上の被害に相当するものと認められるもの(人家1戸が農地1haに相当するとみなして算定)を含む)に影響を与える施設。</p> <p>3 農道防災対策工事 土地改良施設である農道のうち、農道橋や農道トンネルの耐震化対策、湧水等による崩壊の危険が顕著な路肩や法面など防災上の観点から行う危険箇所の整備及びこれらと一体的に整備するもの(ただし、維持管理に係るものは除く。)であって、次のいずれかに該当するもの。なお、耐震化対策を行うものにあつては、2の事業要件を準用するものとする。 (1) 施設周辺に主要道路、鉄道又は人家等があり、災害が発生した場合に人命・財産等への影響が大きい施設 (2) 地域防災計画において避難路等に指定されている農道又は地域防災計画において避難路に指定されている道路に隣接するなど避難・救護活動への影響が大きい施設</p>			
要件	<p>○1の事業を実施する場合は地域排水機能強化計画が策定されており、以下のいずれかに該当するもの ① 総事業費が概ね 800 万円以上のもの ② 防災受益が概ね 30ha以上のもの</p> <p>○2、3の事業により耐震化対策を実施する場合は、土地改良施設が以下のいずれかの地域に存在するもの ① 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域 ② 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく地震防災対策推進地域 ③ 過去に大規模地震が発生したことのある地域又は今後大規模地震が発生する恐れの高い地域</p> <p>○2の事業を実施する場合は耐震化対策整備計画が策定されており、(1)、(2)に掲げる事業ごとに、それぞれ掲げる要件に該当するもの。 (1) 大規模事業 ① 防災受益面積が 400ha 以上のもの (2) 小規模事業 ① 総事業費が概ね 800 万円以上のもの ② 防災受益面積が概ね 30ha 以上のもの</p> <p>○3の事業を実施する場合は防災対策の必要性が整理されており、(1)、(2)に掲げる事業ごとに、それぞれ掲げる要件に該当するもの。なお、耐震化対策を行うものにあつては、2の事業要件を準用するものとする。 (1) 大規模事業 ① 防災受益面積が 400ha 以上のもの (2) 小規模事業 ① 総事業費が概ね 800 万円以上のもの ② 防災受益面積が概ね 30ha 以上のもの</p>			
実施要綱	農村地域防災減災実施要綱			
実施要領	農村地域防災減災実施要領(要領別紙6)			
交付要綱	農地防災事業等補助金交付要綱			
補助率	区分	国	県	その他
	1 の 事 業 内 地	55	未	未
	1 の 事 業 離 島	55	未	未
	2 の 事 業 ( 大 規 模 事 業 ) 内 地	55	37	8
	2 の 事 業 ( 小 規 模 事 業 ) 内 地	55	32	13
	3 の 事 業 ( 大 規 模 事 業 ) 内 地	55	未	未
	3 の 事 業 ( 小 規 模 事 業 ) 内 地	55	未	未
適用	2、3の事業の離島の補助率は未定 島根県は県下全域が中山間地域の扱いとなる。			